

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画



平成23年9月

宇 都 宮 市

はじめに

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムへの反省から「循環型社会形成推進基本法」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民の責務や排出者の責任、ごみ発生抑制等の施策実施が定められ、家電リサイクル法や食品リサイクル法等の各種リサイクル法の整備が進みました。

また、国においては「循環型社会形成推進基本法」に基づき、平成20年3月「循環型社会形成推進基本計画」が改訂され、「循環型社会」（3R＝リデュース・リユース・リサイクルによる資源循環）、「低炭素社会」（温室効果ガス排出量の大幅削減）、「自然共生社会」（自然の恵みの享受と継承）に向けての各取組を統合的に推進する方針を打ち出したほか、持続可能な循環型社会を形成するための具体的な目標や取組方針が示されました。

本市においては、平成17年度に策定した前回の「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、プラスチック製容器包装等の新分別収集の開始などによりごみの適正処理を推進し、短期の目標年次である平成22年度には、ごみ減量の目標を達成いたしました。しかし、低炭素社会・自然共生社会に配慮した、持続可能な循環型社会を形成するためには、15年先を見据え、より一層のごみ減量化・資源化を図るとともに、資源循環に配慮したごみ処理施設のあり方を整理する必要があります。

生活排水処理においては、公共下水道等の整備と接続指導の推進により、短期の目標年次である平成22年度には、生活排水処理率の目標も達成いたしました。しかし、鮎の泳ぐ清らかな水環境を守るためには、引続き公共下水道等の整備と接続を推進していく必要があります。

これらのことから、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進し、「環境都市うつのみや」を実現するため、本計画を策定いたしました。

第 1 部	一般廃棄物処理基本計画の概要	- 1 -
1	策定の趣旨	- 2 -
2	計画の位置付け	- 2 -
3	計画の期間	- 2 -
第 2 部	ごみ処理基本計画	- 3 -
第 1 章	ごみ処理の現状と課題	- 8 -
1	ごみ処理の現状について	- 8 -
2	ごみ処理の課題について	- 19 -
第 2 章	ごみ処理の基本理念と基本方針	- 20 -
1	基本理念について	- 20 -
2	基本方針について	- 20 -
3	市民・事業者・行政の役割	- 21 -
第 3 章	ごみ処理基本計画の目標値	- 23 -
1	ごみの減量目標について《基本目標》	- 23 -
2	最終処分の目標について《基本目標》	- 24 -
3	再生利用の目標について《参考指標》	- 25 -
4	廃棄物由来の温室効果ガス削減目標について《参考指標》	- 25 -
第 4 章	3 R 施策	- 26 -
1	3 R 施策の基本的考え方	- 26 -
2	短期の 3 R 施策体系	- 26 -
3	短期の新規・重点施策の概要	- 27 -
4	中長期施策	- 31 -
第 5 章	ごみ処理計画	- 33 -
1	基本的考え方	- 33 -
2	ごみ排出量の見通し	- 33 -
3	収集運搬計画	- 34 -
4	中間処理計画	- 38 -
5	最終処分計画	- 41 -
6	ごみ適正処理の推進	- 44 -

第3部	生活排水処理基本計画	- 46 -
第1章	生活排水処理の現状と課題	- 47 -
1	生活排水処理の現状について	- 47 -
2	し尿・浄化槽汚泥処理の現状について	- 50 -
3	生活排水処理の課題について	- 52 -
4	し尿・浄化槽汚泥処理の課題について	- 52 -
第2章	生活排水処理の基本理念と基本方針	- 53 -
1	基本理念について	- 53 -
2	基本方針について	- 53 -
第3章	生活排水処理の目標値等	- 54 -
1	生活排水処理施設の整備目標等	- 54 -
2	公共用水域水質の見通し	- 57 -
第4章	し尿・浄化槽汚泥処理計画	- 59 -
1	し尿・浄化槽汚泥量の見通し	- 59 -
2	収集運搬計画	- 59 -
3	中間処理計画	- 60 -
4	最終処分計画	- 60 -
第4部	一般廃棄物処理基本計画の推進体制	- 61 -
1	推進体制	- 62 -
2	計画の進行管理	- 62 -
3	市民への情報提供	- 63 -

第1部 一般廃棄物処理基本計画の概要

1 策定の趣旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項で策定が規定されている一般廃棄物処理における市のマスタープランであり、おおむね5年ごとに改定することとされています。

本市においては、平成17年度に策定した現行計画に基づき、新分別の実施等によるごみの減量化・資源化や生活排水の適正処理を進めているところです。

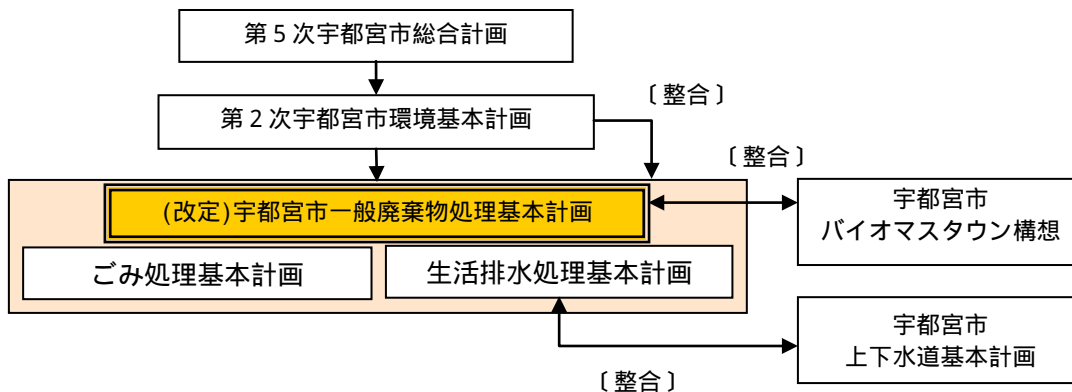
こうした中、本市では平成22年度、新たな施策の導入等により短期のごみ減量目標を達成しましたが、より一層ごみを減量するため新たな目標の設定や施策などを検討し、さらには、長期的なごみ発生量の推計に基づき、ごみ処理施設のあり方の整理を行う必要があります。

また、生活排水の適正処理を推進し、快適な生活環境や公共用水域の水質保全を確保する必要があります。

このため、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進し、循環型社会の実現を図るため、長期的な視点に基づき本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 第5次宇都宮市総合計画の分野別計画「市民の快適な暮らしを支えるために」の「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」及び「上下水道サービスの質を高める」を具体化するための計画です。
- (2) 環境全般の指針となる「第2次宇都宮市環境基本計画」における廃棄物及び生活環境分野の関連計画です。



3 計画の期間

計画期間は、平成23年度から平成37年度までの15か年です。

計画の目標年次は、5年ごとに短期・中期・長期と設定します。

目標年次
・短期目標：平成27年度（5年後）
・中期目標：平成32年度（10年後）
・長期目標：平成37年度（15年後）